

ドローン エンジニア ラボラトリー約款

(総則)

第1条 ドローン エンジニア ラボラトリー約款 (以下「本規約」) は、株式会社茨城航空技術研究所が運営する JUIDA 認定スクール「ドローン エンジニア ラボラトリー (以下「当校」)」において、JUIDA が定める JUIDA 認定スクール規約、JUIDA 操縦技能証明規約、JUIDA 安全運行管理者証明証規約を基とした、当校の講習に関して定める契約条項です。本規約において特段定めのない事項については JUIDA の定める規約に準ずるものとします。

(定義)

第2条 本規約中の用語の定義は以下の通りとします。

(ア) 前日、前々日など日付について

当校の営業日および営業時間に準ずる。前々日に該当する日が営業日であっても営業時間を過ぎた場合は前日扱いとなる。

(イ) 受講者について

当校の講習に申込みを行った方を指す。契約が成立しているかどうか、また受講を開始しているかは問わない。

(契約の成立)

第3条 受講者は、次項以下の条項を承諾のうえ、当校が運営する講習の受講申込みを行い、当スクールはこれを承諾します。次に定める事由に該当するときは、各要件を満たすことを条件として契約が成立するものとします。

(ア) 受講条件のある講座にあっては、当該条件をみたしていること。

(イ) その他受講案内書等に定められた条件をみたすこと。

(契約の拒否)

第4条 次に定める事由のいずれかが認められるときは、申込みをお断りすることがあります。

(ア) 前条各号に掲げる要件、または JUIDA の定める要件を充たさず、或い

は充たさないことが判明したとき。

- (イ) 受講者が20歳未満であるとき。ただし、JUIDA 操縦技能証明取得においては親権者の同意があれば16歳以上であれば可能。
- (ウ) 受講者が希望する講座の定員に受入可能な余裕がない場合など、客観的に役務の提供が不可能なとき。
- (エ) 受講者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下反社会的勢力という）であるとき、または反社会的勢力と関係性を有するとき。
- (オ) 自ら又は第三者を利用して次に定める事項に該当する行為を行っているとき。
 - ① 暴力的な要求行為。
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - ④ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為。
- (カ) 偽名または他人名義で受講申込みが行われたとき。
- (キ) 受講者が泥酔等によりドローンの正常な操縦が期待出来ないと当校が判断したとき。
- (ク) 当校所定の期日までに、次条に記載された受講料・諸費用を支払わなかったとき。
- (ケ) 受講者に、ドローンに関する航空法、電波法、民法等の各種法令および公的機関が定める各種安全ガイドラインの遵守を期待することができないと当校が判断したとき。
- (コ) その他、本約款に違反したとき。

(受講料・諸費用)

第5条 受講者は、申込みから1週間後まで、かつ開講の前々日前までに講習費用全額の入金が確認できるよう、当校の指定する口座へ支払うものとします。

- (ア) 受講費用、JUIDA 操縦技能認定証明の受講に使用する練習用ドローンレンタル費用、各証明の再試験に於ける補習の講習費用は「別紙 価格

について」を約款の最後に添付。

- (イ) 4名以上が受講をする場合同一日程を必須とする。受講の団体値引きは「別紙 価格について」を約款の最後に添付。その際、講習費用は代表者による一括申込み、一括支払いとする。
- (ウ) 団体値引きを受けた団体の一部の受講者が一部の講習の日程変更を行う場合は、当該受講者には講習日程の変更費用が発生するが、他の受講者の値引きは維持される。
- (エ) 講習日程の変更を行う場合は、「別紙 価格について」を約款の最後に添付。1コマ分のみ講習を別日程に変更する場合でもこれは同様とする。
- (オ) 講習費用にかかる、消費税及び振込手数料等の支払に要する費用は受講者の負担とする。
- (カ) 受講に伴い発生する諸費用（交通費・宿泊費用の実費、飲料費・食費）については、受講者の負担とする。
- (キ) 修了試験に不合格となった場合の補習及び再試験等、再試験費用にかかる消費税及び振込手数料等の支払に要する費用は受講者の負担とする。
- (ク) 当校講座終了後に JUIDA 事務局に申請する証明証発行料及び更新料、JUIDA 会員入会金及び年会費は受講者の負担とする。

(練習用持ち込み機体について)

第6条 DJI 社 Phantom4 シリーズとする。

(受講者都合によるキャンセル)

第7条 受講者都合により申込み済みの講習のキャンセルを行う場合は以下に準じます。

- (ア) 受講者が開講後に受講をキャンセルしたとしても、当校は受講料を一切返還しない。但し、開講前のキャンセルにあつては、受講料を、全額受講者の指定する口座に返還する。
- (イ) 開講後に、受講者が自身の都合により受講のキャンセル(中断)を申し出た場合、受講のキャンセルに係る代替措置を受講者が希望しない場合を除いて、当該措置について受講者と協議し、当該措置の実施の有無及

び内容に関する最終的な判断は当校が行い、受講者はこれに従うものとする。

(ウ) 前項の協議の結果、当校にて前述の措置を実施しない判断をした場合であっても、当該受講のキャンセルは、依然として「開講後の受講者都合による受講のキャンセル」としてみなされるものとする。

(エ) 本約款に定める受講料・諸費用の支払いに関する手数料並びに当校から受講者に対して返還する際の手数料は、すべて受講者の負担となる。ただし、当校の責に帰すべき事由により、受講者が本カリキュラムを全く利用できない状態に陥った場合はこの限りではない。

(当校による解除)

第8条 当校は開講後であっても、受講者に第4条各号のいずれかに該当する事由が認められ、改善を求めたにもかかわらず改善のない場合は、当該受講者に対して役務の提供を停止し、または契約を解除することができます。この場合、当該停止期間中の受講料または契約解除に伴う受講料の返還はおこなわないものとします。

(受講者都合による受講日程の変更)

第9条 受講者が講習の日程の変更を行う場合、以下のルールに準じます。

(ア) 同一の講習が予定されている日程にのみ変更可能とする。

(イ) 講習代金確認時点で申込者の希望する日程で受講が行えない場合その時点で受講可能な日程に変更可能とする。

(ウ) 受講日程の確定から受講日前々日までその時点で受講可能な日程に変更可能とする。

(エ) 講習日前日以降もしくは講習開始後の場合第6条「開講後の受講者都合による受講のキャンセル」で定義の通りとする。

(講習からの退場、講習の中止)

第10条 以下の理由により講習からの退場もしくは講習が中止される場合があります。

(ア) 受講者により講習の進行が著しく妨害されていると講師が判断した場

合。

(イ) 受講者の操縦を講師が危険と判断した場合。

(ウ) 講習現場へ第三者の介入があり講習の継続が困難と講師が判断した場合。

(エ) 天変地異など予期しない事象が発生して講習の継続が困難と講師が判断した場合。

理由が受講者に起因する場合、該当受講者に対して講師から是正勧告を行い、それでも改善されない場合、講師は受講者を講習から強制的に退場させることができます。また、他の受講者に対しては正常に行えなかった講習を保障し、別途他の受講者との調整ののち再講習を行います。

(講習の受講とコマの修了)

第11条 講習は1コマ1時間を目安に行われ、それぞれのコマの中で決められたテーマに沿った講習が行われます。理由如何に問わず受講者が講習時間の50%以上の受講を行えていない場合、そのコマの修了は認められず、前項(ウ)に定める手続きにより別日程で開催される同内容の講習を受講して修了する必要があります。

(修了試験)

第12条 当校の講座を全て終えた受講者は、当校が定める修了試験を受験することができ、修了試験において当校が当該受講者の能力が修了条件を充たすと認めた場合、当校は当該受講者に対し修了証明書を授与します。また、修了試験の結果、受講者が不合格となった場合、不合格者が希望した場合においては、補習を行うものとします。

(修了試験の合格基準)

第13条 修了試験認定に必要な修了試験の合格基準は以下の通りとします。

(ア) JUIDA 操縦技能証明証

- ① 学科試験…試験問題の7割以上の正解。
- ② 実技試験…別途定める実技試験基準に準ずる。

(イ) JUIDA 安全運行管理者証明証

① 学科試験…試験問題の7割以上の正解。

(修了試験の補習)

第14条 補習の内容は、当校と不合格者が協議のうえ決定するものとし、当該補習に係る講習料金および諸費用は、第3条の料金および諸費用の通りとし、支払いについては別途に当校から受講者へ請求されるものとします。

(補習の修了試験)

第15条 補習修了後、再度修了試験を受けることができ、前条項で定義の修了試験の合格基準にて合格が認められます。

(免責次項)

第16条 当校は受講者の以下の事項について、一切責任を負いません。

- (ア) 持ち込みドローンによる事故。
- (イ) 携帯品の紛失、盗難、滅失または損傷等の事故。
- (ウ) 駐車場での車両(自動車、バイク及び自転車等)の盗難または損傷等の事故。
- (エ) 受講者の不注意によって生じた負傷および損害。
- (オ) 当校スタッフの指示及び本約款に従わなかった事によって生じた事故による負傷および損害。
- (カ) 戦争、暴動、自然災害、交通機関の遅延又は不通等の不可抗力により役務の提供、遅滞、変更、中断、その他授業に関連して発生した損害。

(危険防止・事故防止)

第17条 当校では受講者が安全に練習して頂ける様に、受講者は必ず当校スタッフの指示に従って行動頂くとともに、受講者に対し次に定める事項を禁止しています。

- (ア) 指定練習場以外でのドローンのフライト。
- (イ) 立ち入り禁止区域への立ち入り。
- (ウ) 無許可での写真撮影、録音等の行為。
- (エ) 指定場所以外での喫煙、歩きながらの喫煙。

(オ) 当校講習開始前及び講習終了後の施設への立ち入りや利用。

(強風、雷、異常気象時の注意事項)

第18条 強風、雷、異常気象等の際は、屋外でのフライトを中断し、屋内でのフライトに変更する場合があります。

(施設に与えた損害)

第19条 受講者が、故意または過失によって当校の施設・設備に損害を与えたときは、受講者にその損害を賠償して頂きます。

(持ち込みの禁止)

第20条 当校へは、次に定める物品の持ち込みをお断りします。

(ア) 悪臭または騒音を発生するもの。

(イ) 銃砲刀剣類。

(ウ) 発火または爆発の恐れのあるもの。

(エ) その他、他人に迷惑を及ぼす物品。

(個人情報の取り扱いについて)

第21条 当校の運営に伴い知り得た受講者の個人情報に関しては、第三者への提供は行いません。原則以下の目的にのみ利用します。

(ア) 受講者に対するサービスの案内、情報提供を行う為。

(イ) 受講者より照会を受けた内容に回答する為。

(協議事項)

第22条 本約款に定めのない事項または疑義のある事項については、双方協議のうえ決定します。

(管轄裁判所)

第23条 本約款に関する紛争の管轄裁判所は茨城地方裁判所とします。

(約款の変更)

第24条 本約款は事情により告知なしに変更されることがあります。

(約款の適用期間)

第 2 5 条 本約款は、2018 年 12 月 1 日より適用いたします。

別紙 価格について

以下の料金はすべて税込み価格とする。

JUIDA 操縦技能認定証明	¥ 158,000
JUIDA 安全運行管理者証明	¥ 29,800
JUIDA 操縦技能認定証明及び認定証明及び JUIDA 安全運航管理者証明	¥ 187,800
受講に使用する練習用 ドローンレンタル費用	¥ 20,000 / 2 日
各正銘の再試験に於ける補修の講習費用	¥ 10,000 / 1 コマ
受講の団体値引き	¥ 10,000 / 1 人
講習日程を変更する場合の費用	¥ 10,000 / 1 日